

原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) 緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）事象の見直し

「別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象」（AL）、「別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報事象」（SE）及び「別表-19 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準」（GE）について、原子力規制庁からの指示（相対的にリスクが小さい原子力施設におけるEAL事象の見直し）に従い、「所内外通信連絡機能の一部喪失」事象及び試験研究炉（JRR-4、NSRR）のEAL事象について見直しを行う。

① 共通施設

IAEAのハザード分類Ⅲに該当する使用施設及び廃棄物施設の特徴を踏まえ、通信設備に異常が発生した場合にも施設を維持できないような非安全な状態に移行するおそれはないため、防護措置のトリガーとして設定する必要はない。このため、ハザード分類Ⅲに該当する使用施設及び廃棄物施設についてはEAL52を削除する。

なお、JRR-4及びNSRRについては、試験研究炉ではあるが上記と同様の考え方により削除する。

② JRR-4

廃止措置へ移行し、原子炉の機能停止措置の完了及び燃料要素の搬出済みであることからJRR-4施設固有のEAL事象を削除する。

③ NSRR

安全機能を喪失した場合においても、それ以上の事象進展は予想されないことから現行の防災業務計画に記載されたEAL（「原子炉停止の失敗又は停止確認不能」、「原子炉冷却機能の喪失」、「原子炉制御室の一部機能喪失」及び「停止機能及び冷却機能の喪失」）については、防護措置のトリガーとして設定する必要はない。このため、NSRR施設固有のEAL事象を削除する。

(2) 原子力災害対策指針で表記される医療機関名への見直し

本文中で表記される「高度被ばく医療センター」という名称について、原子力災害対策指針で表記される名称に合わせて「高度被ばく医療支援センター」に修正する。

(3) 原子力防災管理者の代行順位の合理化に伴う見直し

「別表-3 原子力防災管理者の代行順位」について、副所長の代行順位を明確にするため、他拠点の記載に合わせて修正する。

(4) その他の修正

上記に加え、記載の適正化等の所要の見直しを行う。

【 I A E A のハザード分類】

- ・分類Ⅰ：発電用原子炉
- ・分類Ⅱ：試験研究炉等
- ・分類Ⅲ：使用施設、廃棄物施設

以上